

事務事業評価表 平成23年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
 施策 子育て環境の充実
 基本事業 地域子育て支援の充実

事業名 **子育て支援短期利用事業**

[0135]

部名	健康福祉部	事業開始年度	平成15年度	実施計画事業認定	非対象
課名	子育て支援子ども家庭課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>保護者が一時的に児童の養育が困難となった場合でも、児童を預けられることにより、安心して子育てができる。</p>
	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により一時的に児童の養育が困難となった保護者から申請書を受け取り、内容確認の上、児童を児童養護施設において一定期間(原則7日間まで)養育保護する。</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度当初
対象指標1	一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童数	人	1	0	5	5
対象指標2	18歳未満の児童数	人	20,812	20,235	19,634	19,424
活動指標1	委託している児童養護施設数	施設	1	1	2	2
活動指標2	養育相談件数	件	66	95	72	88
成果指標1	児童養護施設を利用した児童の延べ利用日数	日	3	0	17	35
成果指標2	児童養護施設を利用した児童数	人	1	0	2	5
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	8	0	93	145
正職員人件費 (B)		千円	836	830	806	815
総事業費 (A) + (B)		千円	844	830	899	960

費用内訳	
22年度	委託料 93千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	平成 15年 4月から子育て支援の一環として事業開始。	事業を取り巻く環境変化	一時的に児童の養育が困難となった場合に、保護者が不安なく預けられる子育て支援策として事業開始。
--------	-----------------------------	-------------	---

22年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業
 妥当である
 妥当性が低い

理由・
 根拠は？

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童を一時的に預けられることから、子育て支援として市が行うことは妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい
 貢献度ふつう
 貢献度小さい
 基礎的事務事業

理由・
 根拠は？

子どもを持つすべての世帯が対象となるが、児童を養育する者が近くにいらない等の理由と緊急一時的に利用してもらうことで、子育て支援施策として貢献できる。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由は何ですか？

あがっている
 どちらかといえばあがっている
 あがらない

理由・
 根拠は？

委託先を複数化したことで、委託先の受入れ態勢による利用不能の事態を減少させることができた。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大
 成果向上余地 中
 成果向上余地 小・なし

理由・
 根拠は？

他の事業と連携し、受入れの幅を広げ、利用者のニーズに対応できる体制を整える。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある
 ない

理由・
 根拠は？

事務量が少ないのでコストへの影響が少ない。また、世帯状況に応じて負担額（国の基準による）がある。